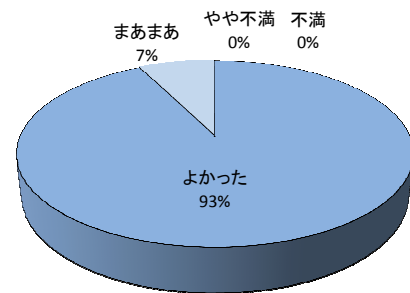
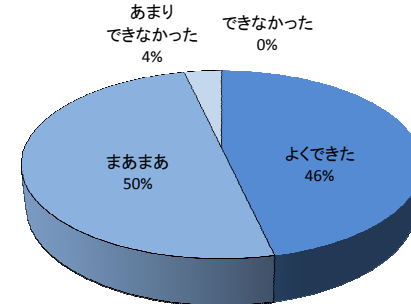


委員アンケート結果

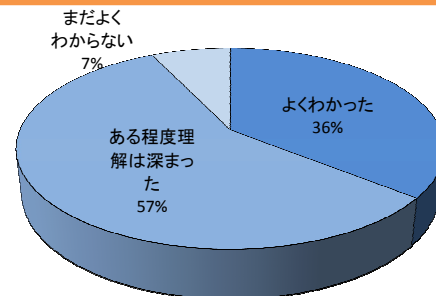
講演の印象は？



グループ内の議論は？



自治基本条例に対する理解は深まりましたか？



主な自由意見（感想 一部抜粋）

- 講演を全員で拝聴できたことは、理解のレベルをそろえる上で大切なことだと思う。特に議論の材料を提供するような話し方に好感が持った。
- はじめての方と知り合いになって嬉しく思った。同席の方の思いやりに感謝した。来月も楽しみに参加させて頂く。障害者として嬉しく思った。
- 自分の意見を通そうとする人が多いようにも見える。どこまで折れるかの話（辻山先生）は、ためになっていけば良いのですが・・・。良くしていきたいですね。
- 非常に有益な講演内容でした。基本的な方向性は同意できます。
- 今回の講演会を会議の1回目に開いてほしかった。
- 辻山先生の講義はとても興味深く、はじめてこのような話ききました。感謝です。民主主義国家にうまれて政治に全く無関心で生きてきたことは幸か不幸か？考えさせられました。
- 講演時間を少し長くして貰いたい。
- ワークショップの時間がもう少しあればと思います（議論を深めるには足りなかったので）
- この流れで良いと思います。

主な自由意見（質問）

- 35名の委員さんは各地区より結果的には出られているのでしょうか？
⇒旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の、全ての旧市町村地区から1名以上の方が委員として参加されています。
- 公権力とは？
⇒公権力とは国または公共団体が支配権者として国民に対してもっている権力。分かりやすく言うと「決まりをつくらせて守らせる力」です。この力の源泉が国民（国民主権）、住民（住民主権）にあることは当然です。行政は個人の私的な領域まで踏み込むことができないので、ごみ屋敷など行政の公権力だけでは解決できない問題も増えてきており、市民自らがまちのルールをつくらせてまちを治めることが必要になってきています。

開催情報 ●第3回検討会議 平成24年4月22日（日）10:00～ 佐賀市役所6階 6-2会議室
●第4回検討会議 平成24年5月19日（土）10:00～ 佐賀市役所6階 6-2会議室

佐賀市自治基本条例 だより 2号

「自治とは、自治体とは」第2回検討会議を開催しました。



議事次第



1. 開会
2. 議事
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 基調講演
 - (3) ワークショップの開催
 - 第一、意見交換
 - 第二、各グループの発表
 - (4) 検討会議の進め方について
3. 事務局連絡
4. 閉会

佐賀市では“活力あるまちづくり”の実現に向けて、その仕組みやルールづくりとして「自治基本条例」の制定を検討しています。

平成24年3月24日に第2回目となる自治基本条例検討会議を開催しました。今回は自治基本条例の必要性や意義を学ぶため、公益財団法人 地方自治総合研究所所長 辻山幸宣（つじやまたかのぶ）氏を講師にお招きし、講演会を開催しました。

その後、ワークショップ形式で基調講演の内容を踏まえて自治基本条例を考えるうえで大切となるポイントについて意見交換を行いました。「自治基本条例の必要性についてよくわかった」、「自分たちのまちは自分たちで治めなくてはならない」など、今後のまちづくりの在り方に関わる意見が多く出されました。

基調講演「自治とは、自治体とは－自治基本条例の意義－」

自治基本条例とは何か、そもそもなぜ自治基本条例が必要であるのか、こうした自治基本条例の意義について、講師をお招きし、講演会を開催しました。



●講師
 公益財団法人 地方自治総合研究所 所長
 辻山幸宣氏
 1947年北海道生まれ。中央大学法学部教授を経て、現在、公益財団法人・地方自治総合研究所所長。川崎市、練馬区、新宿区などで自治基本条例検討委員会の会長を務めた。主な著書に『地方分権と自治体連合』、『自治基本条例はなぜ必要か』、『住民・行政の協働』（編著）、『現代日本の地方自治』（共著）などがある。

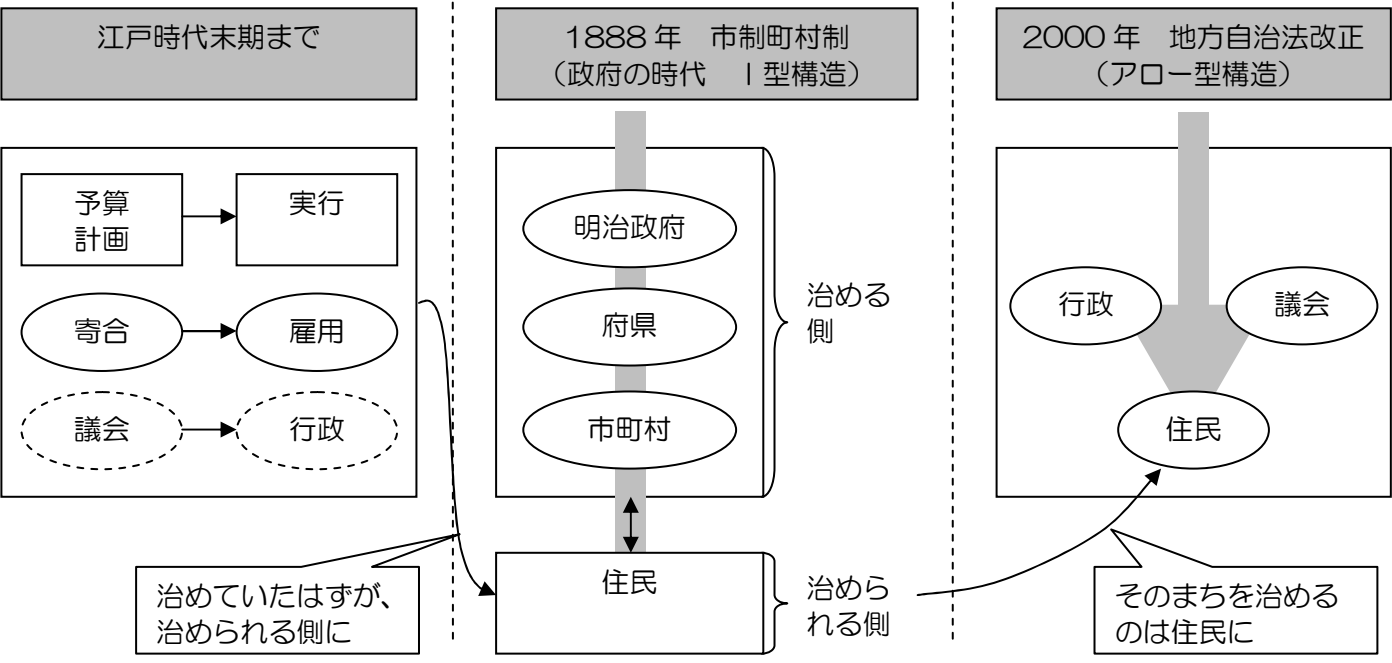
●まちを治めるのは誰かーその変遷

「このまちは私たち市民が治めるのだ」というのが自治基本条例の根底にあります。

○「みんなの力で」治めた時代
 ・江戸時代までは、寄合をつくって村極め、村掟を決め集落のことは自分たちでやっていた。そこには「共同作業（村を守る作業）」「近隣の互助（冠婚葬祭）」「協力（家族の協力）」という考え方がありました。
 ・そのうち、人々が働きに出るようになって、この共同作業に出ない人が多くなってきました。はじめのころは、出不足金というお金をとっていたのですが、そのうち人を雇うようになったのです。この関係は今の住民と政府の考え方に非常によく似ています。

○政府の力で治める（政府の時代）
 ・明治政府による市制町村制によって、国、県、市町村というくしざし型（I型構造）になって、住民は治められる側になってしまいました。
 ・政府が、地域のあらゆることに目を配り政府が解決するという、政府の時代が長く続きました。
 ・しかし、このやり方は非常にお金がかかる。地域の課題が多様化し、すべてに応えるには、人材も財政ももたなくなってきました。
 ・また1980年代以降市民活動が台頭し、1997年にはNPO法が制定され市民の力が強まってきました。

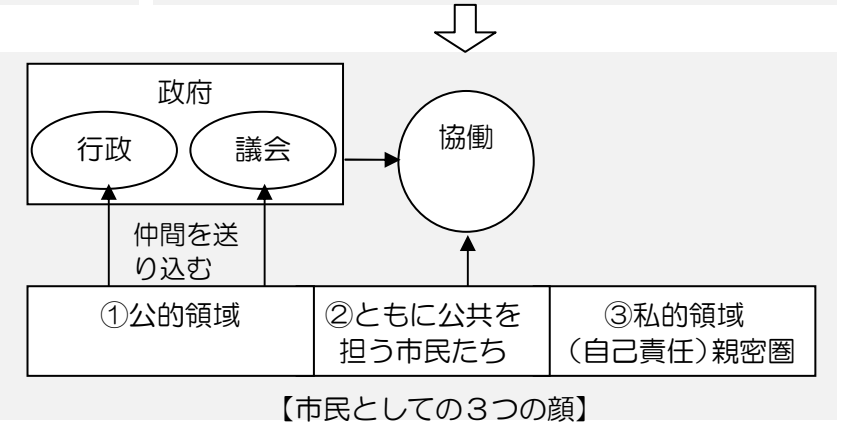
○地方分権改革で「政府の時代」と決別
 ・2000年に地方自治法が改正され、機関委任事務が廃止され、国、県、市町村のI型構造が解体されました。
 ・住民が自分たちの仲間を行政と議会に送り込み、地域のことは地域で決めることが求められています。
 ・政府が支えるのではなく、NPOや市民が支えるという考え方に変わってきたのです。
 ・つまり、そのまちは治めるのは住民という考え方に変わってきたのです。



●問題を抱えている今のまち、どのように治めればいいのか？（自治基本条例とは何を定めるのか）

- 家族の協力の崩壊
 - ・1970年82%、2007年36%この数字は65歳以上の高齢者が子どもと同居している世帯の比率です。
 - ・年々、この比率は低下しており、家族の協力により、高齢者の面倒を見るしくみが崩壊しました。
 - ・では、高齢者を公共が引き受けるかという、実際には、一つの家族それぞれに行政職員を貼りつけるのは現実的ではありません。何が公共か、そこには、公共性（議会の決定）が必要になります。
- 行政の力も限界
 - ・行政の持つ力は「財源」「人材」「公権力」の三つです。
 - ・しかし、「財源」はピンチで、「職員」も削られ続け、新しいニーズに応えるのは難しい状況にあります。
 - ・「公権力」は決まりをつくって守らせる力なのですが、例えば、ごみ屋敷のように、ごみを個人の財産と言われると、その私的領域には公権力は介入できません。ごみを取り除くのではなく、そこまで追い込んだその人の孤独はどうかということを考えることが必要になります。

- 自治基本条例を定めるのは
 - ・主権者市民として、政府をうまく動かすための項目（情報を出させる、横暴なことはさせないなど）について記載しています。
 - ・役割分担、協働のあり方、市民が連帯して公共を担うということを示すことも大切です。
 - ・私的領域に関することをどこまで書けるかは検討が必要です。
 - ・自治体は、住民+住民の連帯+地域事業者+行政+議会の役割分担と総合力で治まります。この社会契約を示すのが自治基本条例です。



意見交換（ワークショップ）

辻山先生のご講演の内容をふまえて、佐賀市の自治基本条例をつくるにあたって、ポイントとなる項目について意見交換を行いました。自治基本条例の背景や必要性が共有できたことに加えて、自分たちのまちは自分たちで治める、協働のまちづくりといったキーワードが多く出されました。

前提条件（地方分権と公共性）

- 自治基本条例の背景（地方分権）
 - ・地方分権改革。地域のことは地域が決める。
 - ・自治基本条例が、政治的、社会的、経済的状況変化を背景にしていると実感した
- 公共性とは（市民としての3つの顔）
 - ・市民としての3つの顔 1. 私的領域、2. 公的領域、3. 協働の領域
 - ・私的・公的の間の中間領域について自治基本条例がどのような規定を置くことができるか考えさせられた
 - ・ごみ処理（ごみ屋敷）の問題など、個人的な難しさ
 - ・騒音（近所迷惑）の問題
 - ・親との同居率の低下

自分たちでまちを治める

- 自分たちでまちを治める
 - ・自分たちでまちを治める（ワクワク感がある）
 - ・市民が連帯して動く必要性を感じられた
 - ・他人任せにするのではなく、参加する
 - ・行政に全てを任せることから卒業して自分達ができることを率先して行動していく
 - ・治者と被治者の自同性の再確認
- ・“行わせる”から“行う”
- ・自分たちでまちを治めること
- ・私達一人一人が住みやすい街にできるのだ

協働のまちづくりと役割分担

- 市民の役割
 - ・市民としてのルールを守る
 - ・主権在民－責任在民
 - ・常にアンテナを出しておく
 - ・公共市民とは？
- 行政、議会の役割
 - ・自治体の在り方
 - ・政府をうまく動かす手とは？
 - ・議会－住民－行政の在り方
 - ・決定の場ではない（最後の議会）
- 協働のまちづくり
 - ・担う心
 - ・連帯
 - ・相互尊重が軸（協働の前提として）
 - ・協働
 - ・各人の意見の調和を図る
- 地域コミュニティ
 - ・地域のことは地域で決める
 - ・心許せる地域をつくる
 - ・地域力
 - ・地域コミュニケーションの在り方